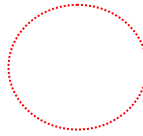
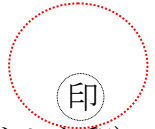


(宛先) 大田区長



印鑑登録証明書等と完全に一致する表記をお願いします。  
※代表者の役職名要注意！  
※マンション名等の表記も印鑑証明書等に合わせてください！

土地所有者 住 所  
氏 名  
電話番号



(印鑑登録をした印)

### 無償使用承諾書

下記の後退用地等を、大田区狭あい道路拡幅整備条例第10条の規定に基づき、区が道路敷地として無償で使用することを承諾します。

無償使用を承諾した部分に工作物がある場合は、撤去後、区に連絡し、当該工作物があった部分についても道路として無償で使用することを承諾します。

また、区が使用する土地に所有権以外の権利があるときは、権利者間で調整を図り、区が道路として使用することについて支障がないようにします。

所有権を移転する場合は、新所有者にこの無償使用承諾書について承継することを誓約します。

記

後退用地の地番のみ記入してください。  
(不明な場合は、空欄のままです。)  
地名地番や住居表示に変更がある場合は記入しないでください。

#### 1 後退用地等の所在（地番）

大田区 ○○△丁目△番△△ (住居表示 番)

#### 2 無償使用承諾面積 **記入しないでください** m<sup>2</sup> (区が測量した値を採用します)

敷地と公有地の財産境が未確定の場合は、現況道路境界から後退線までの面積（後日、敷地と公有地との財産境が確定されたときは、その財産境から後退線までの面積）で承諾します。

#### 3 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。法人の場合は、3か月以内に発行された印鑑証明書及び資格証明書）
- (2) 登記事項証明書（全部事項、3か月以内に発行されたもの）
- (3) 公図（3か月以内に発行されたもの）

注意 土地所有者が複数の場合は、1人1枚記入し、共有者全員の無償使用承諾書を提出してください。

裏面注意事項も必ずお読みください！

## 無償使用承諾をするにあたり、留意事項

※ 無償使用承諾をする土地の所有者様、関係権利者様は必ずご確認ください！

### (1) 私権の制限について

無償使用承諾地は、区が道路として維持管理します。そのため、無償使用承諾をする土地所有者関係者様は、道路法第4条による私権の制限又は大田区公共物管理条例の規定による制限を受けることになります。

参考) 道路法抜粋

(私権の制限)

第4条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。  
但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

### (2) 非課税申告の代行手続きについて

無償使用承諾地については、工事後区の担当が固定資産税の非課税申告を代行しております。代行手続きには土地所有者様が記載した（共有の場合はお一人の記載で可）「都市計画税・固定資産税非課税申告書」の提出が必要です。

提出がなかった場合、非課税扱いにならないことに関し区は一切責任をもちません。

拡幅整備完了時の土地所有者様は、非課税申告書の提出をお忘れにならないようご注意ください（協議時と工事完了時で土地所有者様に変更がある場合は特にご注意ください）。